

平成26年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成26年10月1日から平成27年3月31日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
経営総務課	監視用テレビカメラシステム一式のリース契約	平成26年12月1日	セコムクレジット株式会社	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	1,393,968	本契約は水道局庁舎建設工事に伴い、お客さま及び公用車駐車場、職員通勤用駐輪場並びに材料倉庫が無人の敷地に移転するため、不法侵入の防止措置を講じることを目的とし、随意契約を行ったものである。この契約の相手方については、当局の配水施設等及び八尾市の神武町資材置場の機械警備を受託し、非常事態発生時に配水施設等と統一した対応が可能である当該リース事業者とした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
工事管理課	修繕材料の購入に伴う契約	平成27年3月23日	大成機工株式会社	大阪市北区梅田一丁目1番3号2700	4,903,200	配水管漏水に伴い、緊急に修繕材料を購入（材料代・施工費含む）する必要があったため、緊急の要請に対応が可能であり、かつ不断水装置の施工に長けている相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号)
施設整備課	高安受水場中央監視制御設備OIS修理	平成26年10月1日	東芝電機サービス株式会社関西支店	大阪市北区角田町8番1号	19,440,000	本設備は各受配水施設の監視制御を行う上で中核となる設備であり、その修理には専門的な知識・技術を有し、本設備に精通している必要があるため、本設備の保守点検を行っている相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成26年度水質計測装置保守点検業務	平成26年11月4日	向洋電機株式会社	吹田市江の木町20番15号	1,188,000	本装置は精密機器であり、各配水施設の遊離残留塩素を常時把握するための重要な設備であるため、その点検について、当該残留塩素計に関して専門的な知識・技術を有している相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	北部低区配水池無停電電源装置点検修理	平成26年11月17日	株式会社GSユアサ関西支店	大阪市北区堂島二丁目2番2号	788,400	本装置は北部低区配水池の計装等の機器のバックアップ電源として設置されているが、今回、経年劣化による故障が発生したため修理することとした。本修理の実施には、専門的な知識・技術を有し、既設の無停電電源装置に精通していることが必要である為、本装置の製造メーカーであり、保守点検を行っている相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)

平成26年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成26年10月1日から平成27年3月31日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
施設整備課	高安受水場送水ポンプ棟電気計装設備設計照査業務	平成26年12月24日	株式会社関西コンサルタント	大阪市中央区谷町四丁目4番15号	1,252,800	本業務は当局の送配水システムを良く理解し、既設から新設への切替の手順を考慮する必要があったことから、既設場内施設の他の設計業務を請け負った実績のある相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	高安受水場2号配水ポンプ盤更新工事	平成27年1月20日	東芝電機サービス株式会社関西支店	大阪市北区角田町8番1号	56,160,000	本工事は指名競争入札に付した結果、1社を除いて辞退したため、入札を取りやめたが、本件はポンプ盤更新だけでなく上位の監視制御装置の改造が必要となり、仕様の変更が不可能であること、また再度公告を行ってから入札執行した場合、年度内に竣工することが不可能となることから、入札において唯一辞退しなかった相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号)
施設整備課	26第8号配水枝管布設替工事	平成27年1月26日	平和水道工業株式会社	八尾市安中町八丁目14番12号	2,116,800	本工事は指名競争入札に付した結果、1社を除いて辞退したため、入札を取りやめたが、本工事完了後に予定している下水道工事の年度内完了が必要であり、本工事を予定工期内で完了する必要があったことから随意契約とすることとした。相手方については、唯一辞退しなかった業者とも協議を行ったが同意を得ることができなかったため、その他業者との協議の結果同意を得ることができた相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号)
施設整備課	高安受水場送水ポンプ棟更新工事計画通知申請業務	平成27年2月12日	株式会社寛設計事務所	大阪市北区西天満五丁目2番18号	1,674,000	本業務は工事施工者の決定後速やかに工事着手できるよう委託するものであり、計画通知の申請は設計図面等の修正を伴うことから、当初設計及び設計思想を熟知している必要があるため、工事の設計者である相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)

平成26年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成26年10月1日から平成27年3月31日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
施設整備課	龍華配水場残留塩素計交換修理	平成27年2月23日	東芝電機サービス株式会社関西支店	大阪市北区角田町8番1号	689,040	当該機器はメーカー独自の技術や構造を有するため、最も熟知精通している業者と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)